

## 【資料4】原発立地点からの意見表明、意見書、要求書

(昨年11月20日の書名提出・政府交渉で提出したもの)

### 【4-1】

### 意見表明

芦原康江（島根原発増設反対運動）

島根から来ました芦原と申します。よろしく申し上げます。原発のすぐそばで暮らしておりますと、避難計画がありますが、いったん事故が起きると私たちすべての住民は、福島の実態からすればどこかに移住しなければならない、そういった事態になりかねないと思っております。またいったん事故が起きると望みもしない希望もしない被ばくを強要されてしまう。それを受け入れなければならないというそういう計画になっています。私たち住民は決して余計な被曝をしたいわけではありません。希望しません。

いったん事故が起きると、今250という数字が示されていますけれど、そこで働く人はこんなに大量に被ばくしなければ収束作業をすることができない、そんな事態になってしまうんだということをおっしゃっているのだと受け止めさせていただきました。私たち住民は被ばくすることなく安心して暮らすことができない。その上に収束作業に当たって下さる労働者の皆さんがこんなに大量の被曝を強要してしまうということ、人として受け入れられません。先般福島原発で1年半働いて20ミリシーベルトに満たない被ばくで白血病になったと、これは厚労省が労災と認定していらっしゃるんですよ。250から比べれば10分の1以下の被ばくじゃないですか。こういう実態として現れているわけですから250を強要しないでいただきたいと思います。原発を動かさなければみんな安心して暮らせるじゃありませんか。いったい誰が責任をとるんですか、原発を進める任務分担があってそれぞれやっているが人間としての心が感じられない。誰かが被ばくを強要されることに対してどう感じいらっしゃるのか、その場ではたらく者としたらどう感じられるのか、そういうことを考えていただきたい。

### 【4-2】 要 請 書

川内原発建設反対連絡協議会

### 要 請 書

2015年11月20日

原子力規制委員長 田中 俊一様  
厚生労働大臣 塩崎 恭久様

川内原発建設反対連絡協議会  
会長 鳥原良子

福島原発事故を踏まえて、川内原発1・2号機は、共に4年以上も停止していましたが、つい11月17日2号機も民意を聞くこともなく営業運転に至りました。私たち薩摩川内市民は、またしても放射能の危険にさらされるのかと不安が増大しています。

そういう中、政府は、原発作業員の被ばく限度引き上げの検討を始めているということも知りました。私たちの不安は、さらに増大しています。被ばく労働によって原発稼働が強いられ、電気が供給されることに、大きな不安と疑問を抱いてきました。福島原発事故が示すように、ひとたび大事故が生じると、原発作業員に過大な被ばくを強要しなければ、事故の収束も、廃炉も可能ではありません。

ましてや、福島原発を経験した政府が、国策として原発を再稼働させ、重大事故を想定しての「緊急時の被ばく限度250ミリシーベルト引上げ」の法令を作成しようとしていることに、原発現地住民を代表して反対し、抗議いたします。

福島原発事故を踏まえるなら、今回の原発による被ばく限度引き上げ法令は、原発で働く人たちの健康を犠

性にするだけでなく、大事故を想定してまで原発再稼働を進めて、弱いものをさらに叩くということであり、断固として反対いたします。

そんなに原発が安全で、廃炉も問題なくできるというなら、原発の建設と放射性廃棄物の処理場を大都会の真真中に建設することは、可能と思います。それができないことを百も承知の上でしたら、これ以上、作業労働者という弱者、原発現地という弱者を再稼働により苦しめないでください。

#### 記

1. 緊急時被ばく限度引き上げ法令を作成しないこと
2. 被ばく労働者の安全確保と健康管理、離職後の健康管理も電力会社が責任を持っておこなうこと
3. 原発再稼働を中止し、廃炉の検討に入ること

以上

## 【4-3】緊急時作業被ばく限度引き上げ中止、原発再稼働中止を求める要求書

### 原発さよなら四国ネットワーク

2015年11月20日

原子力規制委員長 田中俊一 様  
厚生労働大臣 塩崎恭久 様  
放射線審議会会長 神谷研二 様

#### 原発さよなら四国ネットワーク

10月26日、中村時広愛媛県知事は、国から要請を受けていた伊方原発3号炉の再稼働に同意しました。「原発事故の最終的な責任は国がとる」との安倍総理の発言を錦の御旗に、愛媛県民のほぼ7割が反対している民意を踏みにじったのです。

福島の被害者に何ら責任をとっていない総理の言葉の、どこに真実があるのでしょうか。愛媛県民の怒りは高まっています。

11月8、9日には、伊方原発の事故を想定した国主催の原子力総合訓練が行われました。しかし、その「訓練」は、10月6日に開かれた国の原子力防災会議で、伊方原発の住民避難計画について「具体的かつ合理的」として了承されたばかりの訓練です。

この訓練は避難計画の検証ではなく、ただのアリバイ作りと言わざるを得ません。

日本一長い半島、佐田岬半島50kmの根元にある伊方原発で事故が起きた場合、愛媛県の広域避難計画では、伊方町住民は、陸路の場合、交通遮断された地滑り危険地域を逃げることになり、半島の人々5000人は、伊方原発と反対方向の大分県へ海路で逃げることになっています。船の接岸など出来ない大きな津波との複合災害は想定していないという、欠陥だらけの絶望的な避難計画なのです。

しかも、伊方原発3号炉はプルトニウムを含むプルサーマル運転であり、危険性は計り知れないのです。ひとたび事故が起これば、西日本は人の住める土地ではなくなります。

原発事故の収束作業に駆けつけるとされる方々も、大量の被ばくをするであろうことは、1986年のチェルノブイリ原発事故後の作業員の健康被害を出さずとも、福島で現在進行している放射線の健康被害の表面化が証明しています。

それは、甲状腺がんだけの問題ではなくなっており、目の病気や関節痛、皮膚病、内臓疾患の急増など、福島の方々の生活実感の中に明白です。

近い将来、その真実はあなた方が隠しとおせない事実として、すべての国民の前に、いや世界中に知れ渡

ることになるでしょう。

なぜ私たち国民が、原発事故が起きることやふるさとを失うことを前提にして不安の中で暮らさなければならぬのでしょうか。すべての国民が健康で文化的な生活をするという日本国憲法に違反しています。このたびの緊急被ばく限度を引き上げるための法令改定など、言語道断です。

人の命を顧みない、労働者を使い捨てにする原発政策から脱し、福島原発事故で苦しんでいる人々の救済にこそ役人は働き、税金を投入すべきであり、日本中が地震活動期に入っている今、即刻廃炉の準備に入り、使用済み核燃料の処置に全力を尽くすべきです。

私たちの生活を、未来の人々の命と環境を守るという、国政本来の姿であるべきです。緊急時作業被ばく限度引き上げ中止、原発再稼働中止を求めます。

## 【4-4】 要 求 書

## 原子力発電に反対する福井県民会議福井県民会議

2015年11月20日

原子力規制委員会 委員長 田中俊一 様

原子力発電に反対する福井県民会議  
代表委員 中 嶋 哲 演

### もんじゅと高浜原発3・4号機の廃炉を求める要求書

これまで政府は電力会社と一体になって、福井県に15機もの原子力発電所を建設してきました。

そしてそこで作られたほとんどの電気を関西の大消費地へ供給してきました。

その結果、福井県には信じられないほど膨大な放射能が蓄積されたのです。

原発の中でもとりわけ危険な高速増殖炉「もんじゅ」までも建設したのです。

人口が少ない過疎地の福井県だからとして、これらの危険なものを押し付けてきました。

これらの危険な原発や使用済み核燃料が過酷事故を起こすと、私たちの故郷に膨大な放射能と放射線を降り注ぎ二度と人が住めない地域になってしまいます。

福井県ばかりではありません、関西地方や東海地方などを含め、日本の半分以上が重大な放射能汚染に強いられるのです。

そのことは、日本全体が沈没して無くなるに等しい打撃を受けることになるのです。

電気を作り出すために、そこまで危険なかけをすべきではありません。

これまでの在り方を直ちに改め、自然エネルギーの拡大を図り、豊かな地域づくりと安全な生活環境を作るべきです。

そこで、以下の事について要求いたしますので、書面にての回答を求めます。

#### 記

1、規制委員会は、最終的にはもんじゅの廃炉を求めるような勧告をしたように見えるが、それは現実に対応したものでなく、いたずらに時間を浪費し、延命する道を探ろうとしているとしか思えない。

直ちに、もんじゅを廃炉とするような勧告を行うこと。

2、高浜3・4号機の再稼働を目指すための検査が続行されているが、これを白紙撤回して再稼働をしないようにすること。

そして廃炉にするための勧告を行うこと。

以上